



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年 2月 1日 火曜日 第1629号

◇ 目 次 ◇ 告 示

一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可.....	103
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減並びに一部事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更の許可.....	103
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び一部事務組合の規約の変更の許可（9件）.....	103
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少並びに一部事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更の許可.....	105
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可.....	105
一部事務組合の規約の変更の許可.....	106
医療機関の指定.....	106
指定医療機関の廃止.....	106
指定居宅支援事業の廃止（6件）.....	107
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	109
土地改良事業の工事完了の届出.....	109
土地改良事業の工事の完了.....	109
保安林の皆伐面積の限度の公表.....	109
愛媛県普通河川管理条例に基づく認定河川の廃止（2件）.....	111
公有水面埋立免許の出願.....	111
公共測量の実施の通知.....	116
開発行為に関する工事の完了.....	116
道路の位置の指定.....	116

人事委員会告示

へき地等学校の指定の一部改正.....	116
---------------------	-----

公安委員会告示

地域交通安全活動推進委員の委嘱.....	117
----------------------	-----

選挙管理委員会告示

衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨（2件）.....	124
---	-----

告 示

○愛媛県告示第 250 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286 条第 1 項本文の規定により、次のとおり松山衛生事務組合を組織する地方公共団体の数の増減を許可した。

平成17年 2月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 増減内容
市町村合併に伴い、砥部町を組合から脱退させる。
- 2 増減年月日
平成16年12月31日
- 3 増減許可年月日
平成16年12月20日

○愛媛県告示第 251 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286 条第 1 項本文の規定による中予広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合の規約の変更並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第 6 号）第 9 条の 2 第 1 項においてその例によることとされている地方自治法第 286 条第 1 項本文の規定による同組合の共同処理する事務の変更を次のとおり許可した。

平成17年 2月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 増減等の内容

(1) 増減内容

北条市を廃し、その区域を松山市に編入することに伴い、北条市を中予広域水道企業団（以下「企業団」という。）から脱退させる。

(2) 事務の変更事項

伊予郡砥部町及び同郡広田村を廃し、その区域をもって同郡砥部町を設置することに伴い、同町の区域を企業団の事務の共同処理の対象区域に加える。

(3) 規約の変更事項

北条市を企業団から脱退させることに伴い、企業団を組織する地方公共団体から北条市を削るなど、所要の変更を行う。

2 増減等の年月日

(1) 増減年月日

平成16年12月31日

(2) 事務の変更年月日

平成17年 1月 1日

(3) 規約の変更年月日

平成17年 1月 1日

3 増減等の許可年月日

平成16年12月28日

○愛媛県告示第 252 号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第 6 号）第 9 条の 2 第 1 項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286 条第 1 項本文の規定により、次のとおり大洲地区広域消防事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更を許可した。

平成17年 2月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 減少等の内容

(1) 減少内容

組合を組織する地方公共団体のうち、内子町及び五十崎町が小田町と合併し内子町となることに伴い、平成17年 1月 1日から組合を内子町及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合を組織する地方公

共同体の数を減少させる。

(2) 変更事項

組合を組織する地方公共団体から五十崎町を削るなど、所要の変更を行う。

2 減少等の年月日

平成17年1月1日

3 減少等の許可年月日

平成16年12月10日

○愛媛県告示第253号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり大洲・喜多衛生事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更を許可した。

平成17年2月1日

愛媛県知事 加戸守行

1 減少等の内容

(1) 減少内容

組合を組織する地方公共団体のうち、内子町及び五十崎町が小田町と合併し内子町となること並びに広田村が砥部町と合併し砥部町となることに伴い、平成17年1月1日から組合を内子町、砥部町及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合を組織する地方公共団体の数を減少させる。

(2) 変更事項

組合を組織する地方公共団体から五十崎町を削り、広田村を砥部町に改めるなど、所要の変更を行う。

2 減少等の年月日

平成17年1月1日

3 減少等の許可年月日

平成16年12月10日

○愛媛県告示第254号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり大洲地区内子運動公園事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更を許可した。

平成17年2月1日

愛媛県知事 加戸守行

1 減少等の内容

(1) 減少内容

組合を組織する地方公共団体のうち、内子町及び五十崎町が小田町と合併し内子町となることに伴い、平成17年1月1日から組合を内子町及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合を組織する地方公共団体の数を減少させる。

(2) 変更事項

組合を組織する地方公共団体から五十崎町を削るなど、所要の変更を行う。

2 減少等の年月日

平成17年1月1日

3 減少等の許可年月日

平成16年12月10日

○愛媛県告示第255号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり大洲市・喜多郡町村組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更を許可した。

平成17年2月1日

愛媛県知事 加戸守行

1 減少等の内容

(1) 減少内容

組合を組織する地方公共団体のうち、内子町及び五十崎町が小田町と合併し内子町となることに伴い、平成17年1月1日から組合を内子町及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合を組織する地方公共団体の数を減少させる。

(2) 変更事項

組合を組織する地方公共団体から五十崎町を削るなど、所要の変更を行う。

2 減少等の年月日

平成17年1月1日

3 減少等の許可年月日

平成16年12月20日

○愛媛県告示第256号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり内山衛生事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更を許可した。

平成17年2月1日

愛媛県知事 加戸守行

1 減少等の内容

(1) 減少内容

組合を組織する地方公共団体のうち、内子町及び五十崎町が小田町と合併し内子町となること並びに広田村が砥部町と合併し砥部町となることに伴い、平成17年1月1日から組合を内子町、砥部町及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合を組織する地方公共団体の数を減少させる。

(2) 変更事項

組合を組織する地方公共団体から五十崎町を削り、広田村を砥部町に改めるなど、所要の変更を行う。

2 減少等の年月日

平成17年1月1日

3 減少等の許可年月日

平成16年12月20日

○愛媛県告示第257号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり伊予消防等事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更を許可した。

平成17年2月1日

愛媛県知事 加戸守行

1 減少等の内容

(1) 減少内容

組合を組織する地方公共団体のうち、砥部町及び広田村が合併し砥部町となることに伴い、平成17年1月1日から組合を砥部町及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合を組織する地方公共団体の数を減少させる。

(2) 変更事項

組合を組織する地方公共団体から広田村を削るなど、所要の変更を行う。

2 減少等の年月日

平成17年1月1日

3 減少等の許可年月日

平成16年12月27日

○愛媛県告示第258号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり伊予市外三力町村共有物組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更を許可した。

平成17年2月1日

愛媛県知事 加戸守行

1 減少等の内容

(1) 減少内容

組合を組織する地方公共団体のうち、砥部町及び広田村が合併し砥部町となることに伴い、平成17年1月1日から組合を砥部町及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合を組織する地方公共団体の数を減少させる。

(2) 変更事項

組合の名称を「伊予市外二町共有物組合」に改めるとともに、組合を組織する地方公共団体から広田村を削るなど、所要の変更を行う。

2 減少等の年月日

平成17年1月1日

3 減少等の許可年月日

平成16年12月27日

○愛媛県告示第259号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定

により、次のとおり伊予郡養護老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更を許可した。

平成17年2月1日

愛媛県知事 加戸守行

1 減少等の内容

(1) 減少内容

組合を組織する地方公共団体のうち、砥部町及び広田村が合併し砥部町となることに伴い、平成17年1月1日から組合を砥部町及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合を組織する地方公共団体の数を減少させる。

(2) 変更事項

組合を組織する地方公共団体から広田村を削るなど、所要の変更を行う。

2 減少等の年月日

平成17年1月1日

3 減少等の許可年月日

平成16年12月27日

○愛媛県告示第260号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更を許可した。

平成17年2月1日

愛媛県知事 加戸守行

1 減少等の内容

(1) 減少内容

組合を組織する地方公共団体のうち、内子町及び五十崎町が小田町と合併し内子町となることに伴い、平成17年1月1日から組合を内子町及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合を組織する地方公共団体の数を減少させる。

(2) 変更事項

組合を組織する地方公共団体から五十崎町を削り、組合の議会の議員の定数を減少させるなど、所要の変更を行う。

2 減少等の年月日

平成17年1月1日

3 減少等の許可年月日

平成16年12月28日

○愛媛県告示第261号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合を組織する地方公共団体の数の減少並びに同組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更を許可した。

平成17年2月1日

愛媛県知事 加戸守行

1 減少等の内容

(1) 減少内容

組合を組織する地方公共団体のうち、内子町及び五十崎町が小田町と合併し内子町となることに伴い、平成17年1月1日から組合を内子町及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合を組織する地方公共団体の数を減少させる。

(2) 事務の変更事項

介護保険法に規定する事務について、ニーズに対応した所要の変更を行う。

(3) 規約の変更事項

組合を組織する地方公共団体から五十崎町を削り、組合の議会の議員の定数を減少させるなど、所要の変更を行う。

2 減少等の年月日

平成17年1月1日

3 減少等の許可年月日

平成16年12月20日

○愛媛県告示第262号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり松山広域福祉施設事務組合を組織する地方公共団体の数の増減を許可した。

平成17年2月1日

愛媛県知事 加戸守行

1 増減内容

市町村合併により発足した砥部町を組合に加入させる。

2 増減年月日

平成17年1月1日

3 増減許可年月日

平成17年1月1日

○愛媛県告示第263号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり松山広域福祉施設事務組合の規約の変更を許可した。

平成17年2月1日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更事項

市町村合併により、平成16年12月31日をもって北条市、中島町、小田町、砥部町及び広田村を組合から脱退させるとともに、平成17年1月1日から砥部町を組合に加入させることに伴い、組合を組織する地方公共団体から北条市、中島町、小田町及び広田村を削るなどの変更を行う。

2 規約変更年月日

平成17年1月1日

3 規約変更許可年月日

平成17年1月1日

○愛媛県告示第264号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に

より、次のとおり医療機関を指定した。

平成17年2月1日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	開設者の氏名又は名称	名称	所在地	指定期月日
2675	西条市長	西条市立大保木診療所	西条市中奥2号20-7	平成16年12月1日
2676	西条市長	西条市立中川診療所	西条市丹原町来見甲549	平成16年12月1日
2677	西条市長	西条市立周桑病院	西条市壬生川131	平成16年12月1日
2678	医療法人加藤内科	医療法人加藤内科	八幡浜市産業通6-28	平成17年1月4日
2679	医療法人井関クリニック	井関クリニック	大洲市新谷町甲306	平成17年1月4日
2680	薬師寺 廉二	やくしじ歯科医院	北宇和郡三間町大字務田331-5	平成17年1月4日
2681	医療法人ふく整形外科	ふく整形外科	四国中央市土居町中村1245	平成17年1月4日
2682	根布 昭彦	アキクリニック	今治市共栄町二丁目2-1	平成17年1月4日
2683	医療法人土居内科	土居内科	西予市宇和町上松葉145-1	平成17年1月7日
2684	大洲市長	市立大洲病院	大洲市西大洲字ヤス甲570	平成17年1月11日
2685	医療法人井門クリニック	井門クリニック	今治市朝倉下甲1146-1	平成17年1月19日
2686	医療法人いしむら整形外科	いしむら整形外科	北宇和郡鬼北町大字奈良4298-1	平成17年1月19日
2687	医療法人中村脳神経外科	中村脳神経外科	伊予市米湊786-1	平成17年1月19日
2688	櫛部 英郎	くしべ整形外科	西条市丹原町池田87	平成17年1月19日
10625	株式会社サミット	そよかぜ薬局	新居浜市中萩町1-40	平成16年12月8日
10626	有限会社ケンシンファーマシー	たにもと薬局	大洲市徳森1990-1	平成17年1月4日
10627	有限会社蝶野	さくら薬局 今治店	今治市共栄町二丁目2-1	平成17年1月4日

○愛媛県告示第265号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により指定した次の指定医療機関は、廃止年月日欄に掲げる日に廃止されたので、同項の規定による指定医療機関の指定の効力は、同日をもって消滅した。

平成17年2月1日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	開設者の氏名又は名称	名称	所在地	廃止年月日
156	周桑病院企業団	公立周桑病院	東予市壬生川131	平成16年10月31日
62	丸島 靖	丸島内科小児科医院	宇和島市和豊中町一丁目1-3	平成16年11月5日
2531	井関 貞文	井関クリニック	大洲市新谷町甲306	平成16年11月30日

2585	井 門 等	井門クリニック	越智郡朝倉村大字朝倉下甲1146-1	平成16年11月30日	1343	永 易 三 佳	永 易 外 科	新居浜市宮西町1-15	平成16年12月31日
2590	福 西 昭 人	ふく整形外科	四国中央市土居町中村1245	平成16年11月30日	2587	土 居 万 昭	土 居 内 科	西予市宇和町上松葉145-1	平成16年12月31日
2614	加 藤 壽 一	加 藤 内 科	八幡浜市産業通6-28	平成16年11月30日	2603	石 村 政 二	いしむら整形外科	北宇和郡広見町大字奈良4298-1	平成16年12月31日
10579	谷 本 勝 司	たにもと薬局	大洲市徳森1990-1	平成16年11月30日	2623	中 村 貢	中村脳神経外科	伊予市米湊786-1	平成16年12月31日
663	大 洲 市 長	大洲市国民健康保険上須戒診療所	大洲市上須戒甲1276-1	平成16年12月31日	2244	大 洲 市 長	市立大洲病院	大洲市西大洲字ヤス八甲570	平成17年1月10日

○愛媛県告示第 266 号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成17年2月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300028111	社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	本 宮 健次郎	児童居宅介護	今治市社会福祉協議会介護サービスセンター	今治市南宝来町一丁目9番地8	平成16年12月1日
38000300009111	社会福祉法人朝倉村社会福祉協議会	越智郡朝倉村大字朝倉下乙112番地2	龍 田 宥 仁	児童居宅介護	社会福祉法人朝倉村社会福祉協議会	越智郡朝倉村大字朝倉下乙112番地2	平成16年12月1日
38000300070113	社会福祉法人玉川町社会福祉協議会	越智郡玉川町大字大野甲95番地	村 上 忠 美	児童居宅介護	社会福祉法人玉川町社会福祉協議会	越智郡玉川町大字大野甲95番地	平成16年12月1日
38000300067119	社会福祉法人波方町社会福祉協議会	越智郡波方町大字樋口甲250番地	瀬 野 利太郎	児童居宅介護	社会福祉法人波方町社会福祉協議会	越智郡波方町大字樋口甲250番地	平成16年12月1日
38000300021116	社会福祉法人大西町社会福祉協議会	越智郡大西町大字宮脇甲501番地2	門 田 迪 郎	児童居宅介護	ふれあいケアセンターおにし	越智郡大西町大字宮脇甲501番地2	平成16年12月1日
38000300054117	社会福祉法人伯方町社会福祉協議会	越智郡伯方町大字木浦甲3930番地1	岡 田 哲 也	児童居宅介護	社会福祉法人伯方町社会福祉協議会	越智郡伯方町大字木浦甲3930番地1	平成16年12月1日
38000300087117	社会福祉法人大三島町社会福祉協議会	越智郡大三島町大字野々江2435番地2	菅 貞 道	児童居宅介護	社会福祉法人大三島町社会福祉協議会	越智郡大三島町大字野々江2435番地2	平成16年12月1日

○愛媛県告示第 267 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成17年2月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100024112	社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	本 宮 健次郎	身体障害者居宅介護	今治市社会福祉協議会介護サービスセンター	今治市南宝来町一丁目9番地8	平成16年12月1日
38000100008115	社会福祉法人朝倉村社会福祉協議会	越智郡朝倉村大字朝倉下乙112番地2	龍 田 宥 仁	身体障害者居宅介護	社会福祉法人朝倉村社会福祉協議会	越智郡朝倉村大字朝倉下乙112番地2	平成16年12月1日
38000100076112	社会福祉法人玉川町社会福祉協議会	越智郡玉川町大字大野甲95番地	村 上 忠 美	身体障害者居宅介護	社会福祉法人玉川町社会福祉協議会	越智郡玉川町大字大野甲95番地	平成16年12月1日
38000100072111	社会福祉法人波方町社会福祉協議会	越智郡波方町大字樋口甲250番地	瀬 野 利太郎	身体障害者居宅介護	社会福祉法人波方町社会福祉協議会	越智郡波方町大字樋口甲250番地	平成16年12月1日
38000100016118	社会福祉法人大西町社会福祉協議会	越智郡大西町大字宮脇甲501番地2	門 田 迪 郎	身体障害者居宅介護	ふれあいケアセンターおにし	越智郡大西町大字宮脇甲501番地2	平成16年12月1日
38000100096110	社会福祉法人菊間町社会福祉協議会	越智郡菊間町池原20-1	白 石 隆 彦	身体障害者居宅介護	社会福祉法人菊間町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	越智郡菊間町池原20-1	平成16年12月1日
38000100054119	社会福祉法人伯方町社会福祉協議会	越智郡伯方町大字木浦甲3930番地1	岡 田 哲 也	身体障害者居宅介護	社会福祉法人伯方町社会福祉協議会	越智郡伯方町大字木浦甲3930番地1	平成16年12月1日

38000100100110	社会福祉法人大三島町社会福祉協議会	越智郡大三島町大字野々江2435番地2	菅 貞 道	身体障害者居宅介護	社会福祉法人大三島町社会福祉協議会	越智郡大三島町大字野々江2435番地2	平成16年12月1日
----------------	-------------------	---------------------	-------	-----------	-------------------	---------------------	------------

○愛媛県告示第268号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成17年2月1日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200037113	社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	本 宮 健次郎	知的障害者居宅介護	今治市社会福祉協議会介護サービスセンター	今治市南宝来町一丁目9番地8	平成16年12月1日
38000200009112	社会福祉法人朝倉村社会福祉協議会	越智郡朝倉村大字朝倉下乙112番地2	龍 田 宥 仁	知的障害者居宅介護	社会福祉法人朝倉村社会福祉協議会	越智郡朝倉村大字朝倉下乙112番地2	平成16年12月1日
38000200092118	社会福祉法人玉川町社会福祉協議会	越智郡玉川町大字大野甲95番地	村 上 忠 美	知的障害者居宅介護	社会福祉法人玉川町社会福祉協議会	越智郡玉川町大字大野甲95番地	平成16年12月1日
38000200089114	社会福祉法人波方町社会福祉協議会	越智郡波方町大字樋口甲250番地	瀬 野 利太郎	知的障害者居宅介護	社会福祉法人波方町社会福祉協議会	越智郡波方町大字樋口甲250番地	平成16年12月1日
38000200029110	社会福祉法人大西町社会福祉協議会	越智郡大西町大字宮脇甲501番地2	門 田 迪 郎	知的障害者居宅介護	ふれあいケアセンターおおいし	越智郡大西町大字宮脇甲501番地2	平成16年12月1日
38000200111116	社会福祉法人菊間町社会福祉協議会	越智郡菊間町池原20-1	白 石 隆 彦	知的障害者居宅介護	社会福祉法人菊間町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	越智郡菊間町池原20-1	平成16年12月1日
38000200069116	社会福祉法人伯方町社会福祉協議会	越智郡伯方町大字木浦甲3930番地1	岡 田 哲 也	知的障害者居宅介護	社会福祉法人伯方町社会福祉協議会	越智郡伯方町大字木浦甲3930番地1	平成16年12月1日
38000200114110	社会福祉法人大三島町社会福祉協議会	越智郡大三島町大字野々江2435番地2	菅 貞 道	知的障害者居宅介護	社会福祉法人大三島町社会福祉協議会	越智郡大三島町大字野々江2435番地2	平成16年12月1日

○愛媛県告示第269号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成17年2月1日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300116114	特定非営利活動法人Asanami Work Camp	北条市苞木甲247番地3	西 谷 哲 夫	児童居宅介護	AWCヘルパーステーション	北条市八反地甲1631番地	平成17年1月7日

○愛媛県告示第270号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成17年2月1日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100128111	特定非営利活動法人Asanami Work Camp	北条市苞木甲247番地3	西 谷 哲 夫	身体障害者居宅介護	AWCヘルパーステーション	北条市八反地甲1631番地	平成17年1月7日

○愛媛県告示第271号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成17年2月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 年 月 出 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200149116	特定非営利活動法人 Asanami Work Camp	北条市菟木甲247番地3	西 谷 哲 夫	知的障害者居宅介護	AWCヘルパーステーション	北条市八反地甲1631番地	平成17年1月7日
38000200188122	特定非営利活動法人 Asanami Work Camp	北条市菟木甲247番地3	西 谷 哲 夫	知的障害者デイサービス	AWCデイサービスセンター	北条市辻357番地1	平成17年1月7日
38000200189146	特定非営利活動法人 Asanami Work Camp	北条市菟木甲247番地3	西 谷 哲 夫	知的障害者地域生活援助	友進Ⅰ	北条市辻357番地1	平成17年1月7日
38000200190144	特定非営利活動法人 Asanami Work Camp	北条市菟木甲247番地3	西 谷 哲 夫	知的障害者地域生活援助	友進Ⅱ	北条市辻357番地1	平成17年1月7日

○愛媛県告示第 272 号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・スガタ地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年2月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・スガタ地区）計画書の写し
 - 今治市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 縦覧期間
平成17年2月2日から3月2日まで
- 縦覧場所
今治市役所

○愛媛県告示第 273 号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・篠浜地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年2月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・篠浜地区）計画書の写し
 - 今治市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

○愛媛県告示第 276 号

森林法施行令（昭和26年政令第 276 号）第 4 条の 2 第 3 項の規定による皆伐面積の限度は、次のとおりとする。

平成17年2月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧期間
平成17年2月2日から3月2日まで
- 縦覧場所
今治市役所

○愛媛県告示第 274 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により今治市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成17年2月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（農道）	尾の端地区	平成16年11月10日

○愛媛県告示第 275 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成17年2月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県営ほ場整備事業	緑地区	平成14年3月29日
担い手育成基盤整備事業	長月地区	平成10年3月20日
農地保全整備事業	瀬地区	平成16年10月8日

単 位 区 域	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)	区 域 内 市 町
銅 山 川	水 源 か ん 養 保 安 林	554.62	四国中央市(金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部に限る。)、四国中央市新宮町、新居浜市(別子山に限る。)
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	21.25	
金 生 川 ~ 加 茂 川	水 源 か ん 養 保 安 林	350.12	新居浜市(別子山を除く。)、西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、丹生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、小松町、丹原町を除く。)、西条市小松町(石鎚(字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部に限る。))に限る。)、四国中央市(金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部を除く。)、四国中央市土居町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	804.88	
中 山 川	水 源 か ん 養 保 安 林	208.36	西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、丹生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田に限る。)、西条市小松町(石鎚(字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部を除く。))を除く。)、西条市丹原町(関屋及び田滝の各一部を除く。)、東温市(滑川及び明河並びに河之内の一部に限る。)
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	258.61	
今 治 地 区	水 源 か ん 養 保 安 林	59.44	今治市、松山市(九川を除く。)
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	345.02	
重 信 川	水 源 か ん 養 保 安 林	256.09	松山市、伊予市、西条市丹原町(関屋及び田滝の各一部に限る。)、東温市(滑川及び明河並びに河之内の一部を除く。)、伊予郡砥部町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	607.64	
小 田 川	水 源 か ん 養 保 安 林	20.72	喜多郡内子町(中川の一部を除く。)、伊予郡砥部町、中山町、双海町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	67.92	
肱 川	水 源 か ん 養 保 安 林	722.37	大洲市、喜多郡内子町、西予市宇和町(郷内、西山田及び山田の各一部を除く。)、野村町(大野ヶ原の一部を除く。)、城川町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	89.58	
八 幡 浜 地 区	水 源 か ん 養 保 安 林	13.48	八幡浜市、西宇和郡保内町、伊方町、瀬戸町、三崎町、西予市三瓶町、明浜町、宇和町(郷内、西山田及び山田の各一部に限る。)
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	46.51	
宇 和 島 地 区	水 源 か ん 養 保 安 林	573.33	宇和島市(野川の一部を除く。)、北宇和郡吉田町、津島町、南宇和郡愛南町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	118.21	
吉 海 宮 窪 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	17.90	今治市吉海町、宮窪町
伯 方 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	19.78	今治市伯方町
弓 削 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	3.10	越智郡上島町(生名、岩城、魚島を除く)
上 浦 大 三 島 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	39.20	今治市上浦町、大三島町
中 島 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	1.06	松山市
四 万 十 川	水 源 か ん 養 保 安 林	523.84	宇和島市(野川の一部に限る。)、北宇和郡三間町、鬼北町、松野町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	37.04	
仁 淀 川 上 流	水 源 か ん 養 保 安 林	800.29	上浮穴郡久高高原町、喜多郡内子町(中川の一部に限る。)、西予市野村町(大野ヶ原の一部に限る。)
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	36.81	
東 予	干 害 防 備 保 安 林	19.10	四国中央市、新居浜市、西条市
中 予	干 害 防 備 保 安 林	4.14	松山市
南 予	干 害 防 備 保 安 林	16.91	八幡浜市、西宇和郡保内町、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町
東 予	保 健 保 安 林	17.66	新居浜市、西条市
今 治 地 区	保 健 保 安 林	29.34	松山市、今治市玉川町、波方町
中 予	保 健 保 安 林	13.56	松山市、東温市、上浮穴郡久高高原町
八 幡 浜 ~ 肱 川	保 健 保 安 林	21.12	西宇和郡保内町、西予市
宇 和 島 ~ 四 万 十 川	保 健 保 安 林	3.70	宇和島市、北宇和郡松野町
弓 削 地 区	保 健 保 安 林	3.10	越智郡上島町(生名、岩城、魚島を除く)

注 銅山川、金生川～加茂川、中山川、今治地区、重信川、仁淀川上流、肱川、宇和島地区及び四万十川には、国有林を含む。

○愛媛県告示第 277 号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成17年2月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

河 川 名	区 域
幹流 黒石川	右岸 北宇和郡吉田町大字奥浦字黒石甲1403番2地先から同町大字奥浦字黒石甲1488番地先まで 左岸 北宇和郡吉田町大字奥浦字黒石甲1403番2地先から同町大字奥浦字黒石甲1488番地先まで

○愛媛県告示第 278 号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成17年2月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

河 川 名	区 域
支流 犬飼川	右岸 北宇和郡鬼北町大字父野川下1867番地先から同町大字父野川下1088番地先まで 左岸 北宇和郡鬼北町大字父野川下1854番地先から同町大字父野川下1599番地先まで
支流 藤川	右岸 北宇和郡鬼北町大字父野川中1241番地先から同町大字父野川中530番地先まで 左岸 北宇和郡鬼北町大字父野川中1104番地先から同町大字父野川中721番地先まで

○愛媛県告示第 279 号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、今治地方局建設部及び上島町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成17年2月1日

弓削港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町122番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

(ア) 1工区

越智郡上島町弓削土生105番から同町弓削太田190番1までの地先公有水面

(イ) 2工区

越智郡上島町弓削太田189番から同99番までの地先公有水面

(ウ) 3工区

越智郡上島町弓削下弓削839番1地先の公有水面及び同町弓削下弓削209番から同121番6までの地先公有水面

イ 区域

(ア) 1工区

次の1点から35点までを順次直線で結んだ線、35点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+1.83メートル）における陸と公有水面との接する線、36点から59点までを順次直線で結んだ線並びに59点と36点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+1.83メートル）における陸と公有水面との接する線によりそれぞれ囲まれた区域

基点（越智郡上島町弓削下弓削119番地先の岳ノ下防波堤に設置された金属鉄）は、北緯34度15分30秒、東経133度12分05秒の地点

1点は、基点から真北177度25分36秒757.09メートルの地点

2点は、1点から真北261度58分14秒1.18メートルの地点

3点は、2点から真北349度31分14秒1.51メートルの地点

4点は、3点から真北259度31分54秒1.21メートルの地点

5点は、4点から真北349度30分40秒2.50メートルの地点

6点は、5点から真北79度32分24秒1.22メートルの地点

7点は、6点から真北348度08分10秒6.69メートルの地点

8点は、7点から真北337度30分38秒5.91メートルの地点

9点は、8点から真北334度53分19秒8.27メートルの地点

10点は、9点から真北331度19分33秒5.32メートルの地点

11点は、10点から真北330度32分31秒5.78メートルの地点

12点は、11点から真北329度47分35秒4.63メートルの地点

13点は、12点から真北329度05分34秒4.56メートルの地点

14点は、13点から真北328度48分28秒0.81メートルの地点

15点は、14点から真北328度21分26秒4.90メートルの地点

16点は、15点から真北327度38分35秒4.83メートルの地点

17点は、16点から真北327度01分58秒3.71メートルの地点

18点は、17点から真北327度03分29秒13.13メー

トルの地点
 19点は、18点から真北 327 度04分31秒0 .80メートルの地点
 20点は、19点から真北 327 度03分34秒1 .75メートルの地点
 21点は、20点から真北 237 度04分16秒1 21メートルの地点
 22点は、21点から真北 327 度03分49秒2 .50メートルの地点
 23点は、22点から真北57度04分16秒1 21メートルの地点
 24点は、23点から真北 327 度02分53秒2 .75メートルの地点
 25点は、24点から真北 324 度58分20秒4 .82メートルの地点
 26点は、25点から真北 326 度25分56秒5 .42メートルの地点
 27点は、26点から真北 327 度58分51秒1 .06メートルの地点
 28点は、27点から真北 327 度54分36秒0 .80メートルの地点
 29点は、28点から真北 327 度57分21秒3 38メートルの地点
 30点は、29点から真北 329 度26分52秒5 .10メートルの地点
 31点は、30点から真北 330 度54分01秒5 .07メートルの地点
 32点は、31点から真北 332 度25分11秒5 56メートルの地点
 33点は、32点から真北 323 度01分25秒3 35メートルの地点
 34点は、33点から真北 327 度00分27秒4 31メートルの地点
 35点は、34点から真北54度20分36秒2 .04メートルの地点
 36点は、基点から真北 182 度12分53秒647 .67メートルの地点
 37点は、36点から真北 268 度21分45秒1 99メートルの地点
 38点は、37点から真北 352 度50分06秒2 .11メートルの地点
 39点は、38点から真北 357 度41分07秒2 .08メートルの地点
 40点は、39点から真北 340 度36分35秒2 .67メートルの地点
 41点は、40点から真北 342 度28分49秒5 50メートルの地点
 42点は、41点から真北 344 度54分38秒5 .13メートルの地点
 43点は、42点から真北 347 度18分15秒5 37メートルの地点
 44点は、43点から真北 349 度41分28秒5 .03メートルの地点

45点は、44点から真北 352 度03分26秒5 38メートルの地点
 46点は、45点から真北 354 度31分57秒5 53メートルの地点
 47点は、46点から真北 357 度02分17秒5 33メートルの地点
 48点は、47点から真北 359 度24分16秒5 .10メートルの地点
 49点は、48点から真北 1 度44分36秒5 .10メートルの地点
 50点は、49点から真北 4 度05分10秒5 .18メートルの地点
 51点は、50点から真北 5 度56分33秒3 .03メートルの地点
 52点は、51点から真北 276 度38分47秒1 21メートルの地点
 53点は、52点から真北 7 度25分07秒3 40メートルの地点
 54点は、53点から真北96度38分27秒1 21メートルの地点
 55点は、54点から真北 9 度08分50秒4 .10メートルの地点
 56点は、55点から真北10度57分05秒3 83メートルの地点
 57点は、56点から真北 8 度09分51秒5 .78メートルの地点
 58点は、57点から真北13度09分42秒7 24メートルの地点
 59点は、58点から真北 101 度55分36秒1 .03メートルの地点

(イ) 2 工区

次の60点から67点までを順次直線で結んだ線、67点と60点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+1.83メートル）における陸と公有水面との接する線、68点から109点までを順次直線で結んだ線並びに109点と68点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+1.83メートル）における陸と公有水面との接する線によりそれぞれ囲まれた区域

基点（越智郡上島町弓削下弓削 119 番地先の岳ノ下防波堤に設置された金属錕）は、北緯34度15分30秒、東経 133 度12分05秒の地点

60点は、基点から真北 182 度10分33秒544 .67メートルの地点
 61点は、60点から真北 305 度29分00秒1 .76メートルの地点
 62点は、61点から真北32度41分41秒3 21メートルの地点
 63点は、62点から真北39度58分53秒2 32メートルの地点
 64点は、63点から真北30度23分11秒4 80メートルの地点
 65点は、64点から真北32度50分18秒5 95メートルの地点

66点は、65点から真北35度30分10秒5.71メートルの地点
 67点は、66点から真北37度59分29秒2.93メートルの地点
 68点は、基点から真北180度08分12秒514.42メートルの地点
 69点は、68点から真北40度53分46秒0.44メートルの地点
 70点は、69点から真北42度20分35秒4.95メートルの地点
 71点は、70点から真北43度52分38秒5.22メートルの地点
 72点は、71点から真北45度28分59秒5.41メートルの地点
 73点は、72点から真北47度11分07秒4.87メートルの地点
 74点は、73点から真北46度54分30秒0.80メートルの地点
 75点は、74点から真北48度59分31秒6.40メートルの地点
 76点は、75点から真北316度30分04秒1.21メートルの地点
 77点は、76点から真北46度38分10秒3.10メートルの地点
 78点は、77点から真北136度34分12秒1.21メートルの地点
 79点は、78点から真北46度38分07秒1.82メートルの地点
 80点は、79点から真北47度28分01秒0.80メートルの地点
 81点は、80点から真北47度17分57秒2.30メートルの地点
 82点は、81点から真北46度36分47秒20.00メートルの地点
 83点は、82点から真北46度36分55秒20.00メートルの地点
 84点は、83点から真北46度36分48秒20.00メートルの地点
 85点は、84点から真北46度37分14秒8.43メートルの地点
 86点は、85点から真北46度26分06秒5.97メートルの地点
 87点は、86点から真北46度13分28秒5.56メートルの地点
 88点は、87点から真北46度01分37秒1.70メートルの地点
 89点は、88点から真北45度59分51秒0.80メートルの地点
 90点は、89点から真北46度01分38秒2.20メートルの地点
 91点は、90点から真北45度50分05秒5.09メートルの地点
 92点は、91点から真北45度38分01秒4.30メートル

の地点

93点は、92点から真北45度41分37秒0.80メートルの地点

94点は、93点から真北45度26分37秒5.04メートルの地点

95点は、94点から真北45度14分33秒5.04メートルの地点

96点は、95点から真北45度02分52秒5.65メートルの地点

97点は、96点から真北44度51分32秒4.65メートルの地点

98点は、97点から真北44度39分47秒4.78メートルの地点

99点は、98点から真北314度33分56秒1.21メートルの地点

100点は、99点から真北44度32分53秒3.70メートルの地点

101点は、100点から真北134度33分53秒1.21メートルの地点

102点は、101点から真北44度31分32秒1.19メートルの地点

103点は、102点から真北44度17分43秒4.82メートルの地点

104点は、103点から真北44度06分37秒5.16メートルの地点

105点は、104点から真北43度54分41秒4.88メートルの地点

106点は、105点から真北43度43分30秒5.01メートルの地点

107点は、106点から真北43度31分46秒3.64メートルの地点

108点は、107点から真北36度03分47秒5.21メートルの地点

109点は、108点から真北126度40分08秒1.02メートルの地点

(ウ) 3工区

次の110点から115点までを順次直線で結んだ線、115点と110点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+1.83メートル)における陸と公有水面との接する線、116点から160点までを順次直線で結んだ線並びに160点と116点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+1.83メートル)における陸と公有水面との接する線によりそれぞれ囲まれた区域

基点(越智郡上島町弓削下弓削119番地先の岳ノ下防波堤に設置された金属錐)は、北緯34度15分30秒、東経133度12分05秒の地点

110点は、基点から真北130度45分00秒288.18メートルの地点

111点は、110点から真北17度17分50秒3.68メートルの地点

112点は、111点から真北107度20分19秒0.99メートルの地点

113点は、112点から真北17度22分09秒4.17メー

トルの地点
 114 点は、113 点から真北17度22分15秒2.38メ
 トルの地点
 115 点は、114 点から真北17度03分21秒8.02メ
 トルの地点
 116 点は、基点から真北 108 度06分17秒259.27メ
 トルの地点
 117 点は、116 点から真北 6 度22分17秒1.98メ
 トルの地点
 118 点は、117 点から真北 4 度46分14秒5.22メ
 トルの地点
 119 点は、118 点から真北 3 度00分51秒5.19メ
 トルの地点
 120 点は、119 点から真北 1 度19分20秒4.85メ
 トルの地点
 121 点は、120 点から真北 358 度42分20秒4.72メ
 トルの地点
 122 点は、121 点から真北 356 度03分20秒4.87メ
 トルの地点
 123 点は、122 点から真北 353 度28分36秒4.52メ
 トルの地点
 124 点は、123 点から真北 350 度53分40秒4.83メ
 トルの地点
 125 点は、124 点から真北 348 度18分39秒4.65メ
 トルの地点
 126 点は、125 点から真北 345 度34分06秒5.28メ
 トルの地点
 127 点は、126 点から真北 254 度05分54秒1.24メ
 トルの地点
 128 点は、127 点から真北 343 度26分01秒2.48メ
 トルの地点
 129 点は、128 点から真北72度44分52秒1.24メ
 トルの地点
 130 点は、129 点から真北 342 度16分54秒1.74メ
 トルの地点
 131 点は、130 点から真北 340 度27分56秒4.78メ
 トルの地点
 132 点は、131 点から真北 337 度55分26秒4.53メ
 トルの地点
 133 点は、132 点から真北 335 度19分16秒4.93メ
 トルの地点
 134 点は、133 点から真北 332 度40分37秒3.29メ
 トルの地点
 135 点は、134 点から真北 332 度40分14秒0.90メ
 トルの地点
 136 点は、135 点から真北 330 度19分24秒4.75メ
 トルの地点
 137 点は、136 点から真北 236 度17分14秒1.32メ
 トルの地点
 138 点は、137 点から真北 326 度17分51秒 10.00
 メートルの地点
 139 点は、138 点から真北56度19分20秒1.33メ
 トルの地点

140 点は、139 点から真北 322 度17分07秒4.78メ
 トルの地点
 141 点は、140 点から真北 319 度37分19秒4.70メ
 トルの地点
 142 点は、141 点から真北 317 度01分50秒4.72メ
 トルの地点
 143 点は、142 点から真北 314 度18分13秒5.20メ
 トルの地点
 144 点は、143 点から真北 222 度45分48秒0.23メ
 トルの地点
 145 点は、144 点から真北 312 度11分30秒2.50メ
 トルの地点
 146 点は、145 点から真北41度43分48秒0.24メ
 トルの地点
 147 点は、146 点から真北 310 度58分06秒1.91メ
 トルの地点
 148 点は、147 点から真北 309 度11分31秒4.61メ
 トルの地点
 149 点は、148 点から真北 306 度28分31秒5.23メ
 トルの地点
 150 点は、149 点から真北 303 度55分54秒4.98メ
 トルの地点
 151 点は、150 点から真北 302 度30分06秒4.57メ
 トルの地点
 152 点は、151 点から真北 301 度08分49秒4.32メ
 トルの地点
 153 点は、152 点から真北 299 度45分45秒5.01メ
 トルの地点
 154 点は、153 点から真北 298 度16分40秒4.74メ
 トルの地点
 155 点は、154 点から真北 296 度50分17秒4.89メ
 トルの地点
 156 点は、155 点から真北 295 度20分12秒5.02メ
 トルの地点
 157 点は、156 点から真北 294 度10分19秒2.75メ
 トルの地点
 158 点は、157 点から真北 294 度33分46秒 17.47
 メートルの地点
 159 点は、158 点から真北25度20分07秒3.86メ
 トルの地点
 160 点は、159 点から真北25度20分37秒2.77メ
 トルの地点

ウ 面積

1 工区 961.96平方メートル
 2 工区 1,879.34平方メートル
 3 工区 2,068.82平方メートル
 合 計 4,910.12平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

(ア) 1 工区

越智郡上島町弓削土生 105 番から同町弓削太田 1
90番 1 までの地先公有水面及び陸域

(イ) 2 工区

越智郡上島町弓削太田 190 番 1 から同58番までの
地先公有水面及び陸域

(ウ) 3 工区

越智郡上島町弓削下弓削 209 番から同 121 番 6 ま
での地先公有水面及び陸域

イ 区域

(ア) 1 工区

次の A 点から d 点までを順次直線で結んだ線及び
d 点と A 点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（越智郡上島町弓削下弓削 119 番地先の岳ノ
下防波堤に設置された金属鈹）は、北緯34度15分30
秒、東経 133 度12分05秒の地点

A 点は、基点から真北 177 度09分45秒772 .17メー
トルの地点

B 点は、A 点から真北 260 度06分27秒 84 .41 メー
トルの地点

C 点は、B 点から真北 327 度41分51秒 99 .95 メー
トルの地点

D 点は、C 点から真北 340 度43分53秒 50 .00 メー
トルの地点

E 点は、D 点から真北 351 度16分39秒 50 .00 メー
トルの地点

F 点は、E 点から真北 6 度59分29秒 50 .00 メー
トルの地点

G 点は、F 点から真北14度20分59秒 35 .69 メー
トルの地点

V 点は、G 点から真北 113 度15分47秒 88 .61 メー
トルの地点

W 点は、V 点から真北 192 度02分45秒 15 .24 メー
トルの地点

X 点は、W 点から真北 181 度49分01秒 18 .94 メー
トルの地点

Y 点は、X 点から真北 172 度16分33秒 42 .40 メー
トルの地点

Z 点は、Y 点から真北 178 度29分01秒 17 .38 メー
トルの地点

a 点は、Z 点から真北 142 度34分34秒 48 .80 メー
トルの地点

b 点は、a 点から真北 147 度51分08秒 25 .79 メー
トルの地点

c 点は、b 点から真北 154 度09分34秒 20 .16 メー
トルの地点

d 点は、c 点から真北 159 度13分50秒 14 .24 メー
トルの地点

(イ) 2 工区

次の V 点から U 点までを順次直線で結んだ線及び
U 点と V 点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（越智郡上島町弓削下弓削 119 番地先の岳ノ
下防波堤に設置された金属鈹）は、北緯34度15分30
秒、東経 133 度12分05秒の地点

V 点は、基点から真北 182 度41分22秒556 .02メー
トルの地点

G 点は、V 点から真北 293 度15分49秒 88 .61 メー

トルの地点

H 点は、G 点から真北24度00分23秒 14 .46 メー
トルの地点

I 点は、H 点から真北34度35分54秒 50 .00 メー
トルの地点

J 点は、I 点から真北45度49分40秒174 .94メー
トルの地点

K 点は、J 点から真北 131 度45分06秒 66 .81 メー
トルの地点

L 点は、K 点から真北32度39分13秒 27 .25 メー
トルの地点

M 点は、L 点から真北97度00分41秒 16 .47 メー
トルの地点

N 点は、M 点から真北 115 度36分38秒 11 .39 メー
トルの地点

O 点は、N 点から真北 215 度23分11秒 47 .57 メー
トルの地点

P 点は、O 点から真北 224 度21分58秒 81 .96 メー
トルの地点

Q 点は、P 点から真北 206 度28分17秒 26 .41 メー
トルの地点

R 点は、Q 点から真北 224 度27分24秒7 .88メー
トルの地点

S 点は、R 点から真北 231 度48分11秒 37 .99 メー
トルの地点

T 点は、S 点から真北 244 度15分45秒 22 .19 メー
トルの地点

U 点は、T 点から真北 244 度41分59秒 13 .80 メー
トルの地点

(ウ) 3 工区

次の e 点から p 点までを順次直線で結んだ線及び
p 点と e 点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（越智郡上島町弓削下弓削 119 番地先の岳ノ
下防波堤に設置された金属鈹）は、北緯34度15分30
秒、東経 133 度12分05秒の地点

e 点は、基点から真北 112 度25分12秒266 .13メー
トルの地点

f 点は、e 点から真北 264 度02分02秒 82 .26 メー
トルの地点

g 点は、f 点から真北 353 度35分36秒 60 .82 メー
トルの地点

h 点は、g 点から真北 296 度22分33秒 61 .22 メー
トルの地点

i 点は、h 点から真北24度22分12秒 92 .43 メー
トルの地点

j 点は、i 点から真北 114 度42分18秒 72 .24 メー
トルの地点

k 点は、j 点から真北98度14分27秒 25 .67 メー
トルの地点

l 点は、k 点から真北 121 度08分51秒8 .47メー
トルの地点

m 点は、l 点から真北 137 度19分11秒6 .94メー
トルの地点

正山小学校
大谷小学校
予子林小学校
河辺小学校
川小学校」を削り、「肱川町立正山小学校」を「内子町立田
「肱川町立大谷小学校
渡小学校」に改め、肱川町立予子林小学校 を削り、同表
河辺村立河辺小学校
「広見町立三島小学校
松野町立松野南小学校
北宇和郡の項同欄中 日吉村立日吉小学校 を津
津島町立曾根小学校 鬼
津島町立由良小学校平井分校」 鬼
野町立松野南小学校
島町立曾根小学校
島町立由良小学校平井分校 に改める。
北町立三島小学校
北町立日吉小学校

1(2)の表松山市の項を次のように改める。

松山市	松山市立怒和中学校	2 級
	松山市立日浦中学校	1 級

1(2)の表温泉郡の項を削り、同表伊予郡の項学校名の欄中
「広田村立広田中学校」を「砥部町立広田中学校」に改め、
同表喜多郡の項を次のように改める。

大洲市	大洲市立河辺中学校	2 級
-----	-----------	-----

1(2)の表北宇和郡の項学校名の欄中「日吉村立日吉中学校
」を「鬼北町立日吉中学校」に改める。

2(1)の表喜多郡の項学校名の欄中「五十崎町立御祓小学校
」を「内子町立御祓小学校」に改める。

2(2)の表温泉郡の項を次のように改める。

松山市	松山市立中島中学校
-----	-----------

3(1)の表越智郡の項を次のように改める。

今治市	今治市立岡村小学校
-----	-----------

3(1)の表喜多郡の項を次のように改める。

大洲市	大洲市立豊茂小学校
-----	-----------

3(2)の表越智郡の項を次のように改める。

今治市	今治市立関前中学校
-----	-----------

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第3号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり地域交通安全活動推進委員を委嘱した

平成17年2月1日

愛媛県公安委員会委員長 吉村典子

地域交通安全活動推進委員		活動区域	委嘱年月日	委嘱期間
氏名	連絡先			
石川 弥三治	〒799-0404 四国中央市三島宮川三丁目3-25 (電話番号 0896-24-1648)	愛媛県三島警察署 の管轄区域	平成17年2月1日	平成17年2月1日から 平成19年1月31日まで の間
石村 政義	〒799-0412 四国中央市上柏町1183 (電話番号 0896-23-5669)			
岡田 匡功	〒799-0722 四国中央市土居町北野448 (電話番号 0896-74-2048)			
尾崎 金光	〒799-0721 四国中央市土居町上野1581-1 (電話番号 0896-74-2645)			
木村 初美	〒799-0113 四国中央市妻鳥町916-5 (電話番号 0896-58-1514)			
近藤 忠己	〒799-0704 四国中央市土居町津根3910 (電話番号 0896-74-3940)			
庄司 壽式	〒799-0101 四国中央市川之江町2577-4 (電話番号 0896-56-6862)			
新名 昇	〒799-0123 四国中央市金田町金川334-8 (電話番号 0896-56-3173)			
高橋 弘志	〒799-0431 四国中央市寒川町2521 (電話番号 0896-25-0120)			
長野 亨	〒799-0121 四国中央市上分町477 (電話番号 0896-56-1202)			
西岡 房雄	〒799-0413 四国中央市中曾根町703-3 (電話番号 0896-23-6159)			
藤原 孝造	〒799-0423 四国中央市具定町250 (電話番号 0896-23-1054)			

森 実 勝 行	〒799 - 0112 四国中央市金生町山田井1657 - 4 (電話番号 0896 - 56 - 1595)	愛媛県新居浜警察署の管轄区域	平成17年2月1日	平成17年2月1日から平成19年1月31日までの間
織 田 秀 子	〒792 - 0894 新居浜市郷2068 - 2 (電話番号 0897 - 45 - 3728)			
川 口 和 恵	〒792 - 0864 新居浜市東雲町三丁目5 - 16 (電話番号 0897 - 32 - 9963)			
近 藤 千 恵 子	〒792 - 0002 新居浜市磯浦町10 - 40 (電話番号 0897 - 32 - 5815)			
榊 原 君 恵	〒792 - 0814 新居浜市城下町6 - 9 (電話番号 0897 - 43 - 4526)			
阪 本 寛	〒792 - 0872 新居浜市垣生六丁目9 - 46 (電話番号 0897 - 46 - 2196)			
高 木 章	〒792 - 0888 新居浜市田の上四丁目8 - 8 (電話番号 0897 - 34 - 3306)			
丹 絹 子	〒792 - 0801 新居浜市菊本町一丁目3 - 22 (電話番号 0897 - 37 - 1081)			
土 岐 晴 啓	〒792 - 0802 新居浜市新須賀町三丁目1 - 38 (電話番号 0897 - 33 - 6371)			
直 野 菅 男	〒792 - 0834 新居浜市中西町9 - 5 (電話番号 0897 - 43 - 7528)			
永 易 良 樹	〒792 - 0881 新居浜市松神子四丁目1 - 13 (電話番号 0897 - 45 - 0607)			
畑 野 豊 行	〒792 - 0017 新居浜市若水町二丁目8 - 24 (電話番号 0897 - 34 - 6780)			
藤 原 義 輝	〒792 - 0843 新居浜市吉岡町12 - 12 (電話番号 0897 - 41 - 7659)			
星 加 勲	〒792 - 0003 新居浜市新田町一丁目10 - 3 (電話番号 0897 - 33 - 6034)			
三 木 章 市	〒792 - 0044 新居浜市中村二丁目3 - 61 (電話番号 0897 - 41 - 6321)			
村 上 義 則	〒792 - 0833 新居浜市宮原町4 - 5 (電話番号 0897 - 44 - 7139)			
矢 野 豊 秋	〒792 - 0856 新居浜市船木甲4453 - 2 (電話番号 0897 - 43 - 3450)			
渡 部 玉 市	〒792 - 0003 新居浜市新田町二丁目3 - 3 (電話番号 0897 - 32 - 5244)			
伊 藤 裕 樹	〒793 - 0054 西条市中野甲1293 - 3 (電話番号 0897 - 56 - 4743)	愛媛県西条警察署の管轄区域	平成17年2月1日	平成17年2月1日から平成19年1月31日までの間
蔵 本 美 紀 江	〒793 - 0001 西条市玉津280 (電話番号 0897 - 55 - 2498)			
斉 藤 孝	〒793 - 0010 西条市飯岡2560 - 31 (電話番号 0897 - 56 - 0089)			
丹 利 廣	〒793 - 0072 西条市氷見乙1000 (電話番号 0897 - 57 - 9075)			
日 野 隆	〒793 - 0030 西条市大町1308 (電話番号 0897 - 55 - 3004)			
藤 川 秋 雄	〒793 - 0042 西条市喜多川653 - 5 (電話番号 0897 - 55 - 3362)			
藤 田 公 道	〒793 - 0072 西条市氷見乙1048 (電話番号 0897 - 57 - 8863)			
水 田 昭	〒793 - 0030 西条市大町1542 - 3 (電話番号 0897 - 55 - 8334)			
今 井 武 志	〒799 - 1102 西条市小松町南川252 - 2 (電話番号 0898 - 72 - 2931)	愛媛県東予警察署の管轄区域	平成17年2月1日	平成17年2月1日から平成19年1月31日までの間
杉 明 美	〒799 - 1301 西条市三芳1817 (電話番号 0898 - 66 - 2923)			
高 木 恵	〒791 - 0534 西条市丹原町寺尾583 (電話番号 0898 - 75 - 3035)			

丹下三郎	〒799-1363 西条市玉之江239-1 (電話番号 0898-64-4150)			
松木盛正	〒799-1323 西条市桑村270 (電話番号 0898-66-5062)			
矢野要	〒799-1341 西条市壬生川848-1 (電話番号 0898-64-2281)			
渡部繁明	〒791-0524 西条市丹原町高松246-7 (電話番号 0898-68-7468)			
岡田幸一	〒799-2303 今治市菊間町浜502 (電話番号 0898-54-2108)	愛媛県今治警察署 の管轄区域	平成17年2月1日	平成17年2月1日から 平成19年1月31日まで の間
小澤干彦	〒799-1502 今治市喜田村五丁目4-31 (電話番号 0898-48-8003)			
越智典子	〒794-0802 今治市南鳥生町四丁目2-59 (電話番号 0898-31-8698)			
川本登倭子	〒794-0041 今治市松本町一丁目2-7 (電話番号 0898-32-7400)			
小池精藏	〒799-2101 今治市波方町波方甲2299-4 (電話番号 0898-43-0575)			
白石忠	〒794-0861 今治市五十嵐丙393-3 (電話番号 0898-32-7082)			
高木八郎	〒794-0802 今治市南鳥生町四丁目3-38 (電話番号 0898-31-1541)			
武田七生	〒799-1607 今治市朝倉上甲791-8 (電話番号 0898-56-3316)			
富田俊明	〒794-0018 今治市本町六丁目4-3 (電話番号 0898-22-1452)			
永田了三	〒794-0801 今治市東鳥生町二丁目2-17 (電話番号 0898-22-7139)			
西義雄	〒794-0037 今治市黄金町四丁目3-18 (電話番号 0898-22-7662)			
西本信保	〒799-2112 今治市波止浜三丁目1-6 (電話番号 0898-41-9014)			
濱田紘和	〒799-2302 今治市菊間町種148 (電話番号 0898-54-2988)			
日野弘子	〒799-2114 今治市杣田甲354-1 (電話番号 0898-41-8218)			
広田一郎	〒799-1521 今治市古国分一丁目10-33 (電話番号 0898-48-1384)			
藤井弘	〒794-0831 今治市八町東三丁目2-56 (電話番号 0898-23-2659)			
正岡有澤	〒794-0862 今治市四村167-1 (電話番号 0898-31-7746)			
村上須磨子	〒794-0006 今治市石井町三丁目1-11 (電話番号 0898-33-0654)			
村瀬洋一郎	〒799-2201 今治市大西町九王甲913 (電話番号 0898-53-3939)			
八塚誠一	〒794-0015 今治市常盤町一丁目5-10 (電話番号 0898-41-9014)			
山崎春友	〒794-0101 今治市玉川町三反地甲217-88 (電話番号 0898-55-3917)			
渡部昭志	〒794-0027 今治市南大門町三丁目7-12 (電話番号 0898-31-5994)			
多田匡樹	〒794-2303 今治市伯方町伊方乙109-5 (電話番号 0897-73-0354)	愛媛県伯方警察署 の管轄区域	平成17年2月1日	平成17年2月1日から 平成19年1月31日まで の間
徳丸浩志	〒794-2203 今治市宮窪町宮窪3957 (電話番号 0897-86-2667)			
藤原富四郎	〒794-1307 今治市大三島町口総4074 (電話番号 0897-83-0735)			

相原 常美	〒790 - 0966 松山市立花三丁目1 - 20 (電話番号 089 - 931 - 1424)	愛媛県松山東警察 署の管轄区域	平成17年2月1日	平成17年2月1日から 平成19年1月31日まで の間
井手 清美	〒790 - 0904 松山市正円寺一丁目3 - 15 (電話番号 089 - 977 - 1255)			
井上 泰男	〒790 - 0023 松山市末広町10 - 5 (電話番号 089 - 921 - 5036)			
宇野 祐美	〒790 - 0035 松山市藤原一丁目2 - 36 (電話番号 089 - 932 - 5142)			
大内 武	〒791 - 8001 松山市平田町426 - 2 (電話番号 089 - 978 - 1518)			
大西 良和	〒790 - 0962 松山市枝松五丁目8 - 25 (電話番号 089 - 943 - 1749)			
大野 彰	〒790 - 0041 松山市保免上一丁目1 - 44 (電話番号 089 - 945 - 3692)			
門屋 榮子	〒790 - 0911 松山市桑原一丁目2 - 20 (電話番号 089 - 935 - 6388)			
河内 恒一	〒790 - 0877 松山市錦町3 - 1 (電話番号 089 - 931 - 7025)			
菅 俊光	〒790 - 0852 松山市石手四丁目4 - 3 (電話番号 089 - 947 - 0519)			
木下 政計	〒790 - 0003 松山市三番町七丁目11 - 3 (電話番号 089 - 946 - 3080)			
栗林 弘一	〒790 - 0062 松山市南江戸五丁目1 - 35 (電話番号 089 - 922 - 3072)			
古鎌 久志	〒790 - 0806 松山市緑町二丁目1 - 9 (電話番号 089 - 931 - 0289)			
須山 淳一	〒790 - 0056 松山市土居田町420 - 1 (電話番号 089 - 971 - 6083)			
高岡 猛雄	〒790 - 0055 松山市針田町283 - 2 (電話番号 089 - 972 - 2540)			
高橋 正弘	〒790 - 0966 松山市立花三丁目11 - 4 (電話番号 089 - 931 - 1412)			
高橋 光子	〒790 - 0022 松山市永代町9 - 9 (電話番号 089 - 945 - 5435)			
谷原 健吾	〒791 - 8024 松山市朝日ヶ丘二丁目1 - 30 (電話番号 089 - 924 - 1375)			
坪田 力衛	〒790 - 0062 松山市南江戸五丁目6 - 12 (電話番号 089 - 925 - 3566)			
長尾 優三	〒791 - 8023 松山市朝美一丁目7 - 8 (電話番号 089 - 924 - 0214)			
長岡 重則	〒790 - 0046 松山市余戸西二丁目10 - 25 (電話番号 089 - 972 - 0096)			
中川 邦夫	〒790 - 0056 松山市土居田町191 - 9 (電話番号 089 - 971 - 0044)			
中野 正	〒791 - 0125 松山市湯山柳甲297 (電話番号 089 - 977 - 7046)			
成谷 文夫	〒790 - 0912 松山市畑寺町836 - 7 (電話番号 089 - 977 - 2320)			
二宮 忠勇	〒790 - 0023 松山市末広町6 - 1 (電話番号 089 - 931 - 2661)			
林 久夫	〒790 - 0821 松山市木屋町三丁目10 - 12 (電話番号 089 - 925 - 5655)			
別府 武志	〒791 - 8013 松山市山越一丁目1 - 46 (電話番号 089 - 925 - 2418)			
松崎 正	〒790 - 0837 松山市道後湯月町5 - 12 (電話番号 089 - 946 - 1691)			
松本 博之	〒790 - 0823 松山市清水町一丁目9 - 18 (電話番号 089 - 925 - 1094)			

丸田 徹	〒790 - 0034 松山市藤原町543 - 3 (電話番号 089 - 945 - 8774)			
宮内 孝典	〒790 - 0023 松山市末広町9 - 2 (電話番号 089 - 934 - 6004)			
三好 義博	〒790 - 0831 松山市山田町796 - 2 (電話番号 089 - 922 - 5858)			
森松 清美	〒790 - 0045 松山市余戸中六丁目2 - 23 (電話番号 089 - 971 - 2382)			
柚山 千津子	〒790 - 0052 松山市竹原町二丁目1 - 50 (電話番号 089 - 932 - 0607)			
渡邊 美代子	〒790 - 0021 松山市真砂町118 - 4 (電話番号 089 - 932 - 1768)			
石丸 大俊	〒799 - 2653 松山市権現町甲414 - 2 (電話番号 089 - 979 - 1008)	愛媛県松山西警察署の管轄区域	平成17年2月1日	平成17年2月1日から平成19年1月31日までの間
井原 清彦	〒791 - 8056 松山市別府町1139 - 4 (電話番号 089 - 952 - 3193)			
妹岡 勝美	〒791 - 8031 松山市北斎院町552 - 28 (電話番号 089 - 952 - 6770)			
岡本 直大	〒791 - 4502 松山市小浜1045 (電話番号 089 - 997 - 2472)			
川内 秀志	〒791 - 8044 松山市西垣生町1351 - 4 (電話番号 089 - 973 - 8190)			
川口 優一	〒791 - 8006 松山市安城寺町689 - 7 (電話番号 089 - 925 - 4723)			
関谷 文夫	〒791 - 8032 松山市南斎院町1047 (電話番号 089 - 971 - 4835)			
高松 昌男	〒799 - 2406 松山市中通甲826 - 1 (電話番号 089 - 992 - 1263)			
玉井 俊幸	〒799 - 2455 松山市常竹甲334 - 5 (電話番号 089 - 994 - 0053)			
友澤 竹男	〒799 - 2431 松山市北条2020 - 38 (電話番号 089 - 960 - 2755)			
中井 良則	〒791 - 8043 松山市東垣生町336 - 4 (電話番号 089 - 971 - 5087)			
永野 和司	〒799 - 2662 松山市太山寺町888 - 19 (電話番号 089 - 979 - 5768)			
夏井 純磨	〒791 - 8073 松山市船ヶ谷町乙83 (電話番号 089 - 979 - 2053)			
西尾 久仁子	〒791 - 8016 松山市久万ノ台480 (電話番号 089 - 923 - 6649)			
乗松 尚照	〒791 - 8067 松山市古三津一丁目27 - 12 (電話番号 089 - 952 - 0732)			
平松 三代子	〒799 - 2437 松山市夏目甲550 (電話番号 089 - 994 - 2246)			
三原 達明	〒791 - 8044 松山市西垣生町1301 - 1 (電話番号 089 - 972 - 0802)			
八木 孝教	〒799 - 2651 松山市堀江町甲1378 - 5 (電話番号 089 - 979 - 0405)			
山中 格	〒799 - 2462 松山市久保381 (電話番号 089 - 994 - 0568)			
山本 恵津子	〒799 - 2426 松山市中西内321 (電話番号 089 - 992 - 1730)			
渡部 啓一	〒791 - 8061 松山市三津三丁目4 - 39 (電話番号 089 - 952 - 6034)			
相原 宏	〒791 - 1113 松山市森松町454 (電話番号 089 - 956 - 0057)	愛媛県松山南警察署の管轄区域	平成17年2月1日	平成17年2月1日から平成19年1月31日までの間
朝村 睦	〒790 - 0952 松山市朝生田町七丁目5 - 25 (電話番号 089 - 943 - 7882)			

大山 幸男	〒791 - 1115 松山市土居町1117 - 12 (電話番号 089 - 957 - 0390)			
岡田 正	〒791 - 0203 東温市横河原1295 - 7 (電話番号 089 - 964 - 2175)			
門田 俊男	〒791 - 2115 伊予郡砥部町三角174 (電話番号 089 - 962 - 3772)			
楠 国雄	〒791 - 2116 伊予郡砥部町原町471 (電話番号 089 - 962 - 3234)			
栗原 孝美	〒791 - 1136 松山市上野町甲961 (電話番号 089 - 963 - 0050)			
高野 実夫	〒791 - 1102 松山市来住町1308 - 6 (電話番号 089 - 975 - 2316)			
小中国 廣	〒791 - 2132 伊予郡砥部町大南2 - 1 (電話番号 089 - 962 - 2382)			
佐伯 勝彌	〒791 - 0314 東温市松瀬川1083 (電話番号 089 - 966 - 3005)			
佐伯 博重	〒791 - 0321 東温市河之内1192 (電話番号 089 - 966 - 3508)			
斎藤 彬彦	〒790 - 0943 松山市古川南二丁目16 - 25 (電話番号 089 - 956 - 6153)			
友近 保	〒791 - 0214 東温市南野田544 (電話番号 089 - 964 - 9277)			
永井 和茂	〒791 - 0242 松山市北梅本町3090 (電話番号 089 - 975 - 2680)			
宮内 政文	〒790 - 0932 松山市東石井四丁目16 - 22 (電話番号 089 - 956 - 4707)			
一柳 清志	〒791 - 3501 喜多郡内子町小田262 (電話番号 0892 - 52 - 2075)	愛媛県久万警察署 の管轄区域	平成17年2月1日	平成17年2月1日から 平成19年1月31日まで の間
西山 建二	〒791 - 1211 上浮穴郡久万高原町上畑野川甲249 - 2 (電話番号 0892 - 41 - 0295)			
日野 敏夫	〒791 - 1202 上浮穴郡久万高原町入野1267 (電話番号 0892 - 21 - 1493)			
猪口 荒竹松	〒799 - 3202 伊予郡双海町上灘1541 (電話番号 089 - 986 - 1205)	愛媛県伊予警察署 の管轄区域	平成17年2月1日	平成17年2月1日から 平成19年1月31日まで の間
瀬田 弘	〒791 - 3206 伊予郡中山町大字中山寅202 - 11 (電話番号 089 - 967 - 1186)			
仙波 勲	〒791 - 3120 伊予郡松前町大字筒井232 - 1 (電話番号 089 - 984 - 3024)			
瀧口 忠	〒799 - 3113 伊予市米湊897 - 10 (電話番号 089 - 983 - 2858)			
友田 秀謙	〒791 - 3134 伊予郡松前町大字西古泉65 (電話番号 089 - 984 - 4597)			
皆川 須磨男	〒799 - 3103 伊予市上野1148 (電話番号 089 - 982 - 2559)			
三好 英樹	〒799 - 3113 伊予市米湊1666 - 1 (電話番号 089 - 982 - 2281)			
安平 義行	〒799 - 3121 伊予市稻荷9 (電話番号 089 - 983 - 5775)			
矢野 正次	〒791 - 3102 伊予郡松前町大字北黒田488 - 2 (電話番号 089 - 984 - 2234)			
大成 豈功	〒799 - 3462 大洲市豊茂乙1715 (電話番号 0893 - 57 - 0456)	愛媛県大洲警察署 の管轄区域	平成17年2月1日	平成17年2月1日から 平成19年1月31日まで の間
大見 藤雄	〒797 - 1606 大洲市河辺町三嶋1401 (電話番号 0893 - 39 - 2255)			
滝野 満徳	〒795 - 0011 大洲市柚木358 - 50 (電話番号 0893 - 24 - 5709)			
土井 豊城	〒797 - 1507 大洲市肱川町大谷2650 (電話番号 0893 - 34 - 2359)			

松本 武	〒795 - 0001 大洲市北只116 - 2 (電話番号 0893 - 24 - 4372)						
森 知行	〒795 - 0051 大洲市五郎甲2407 (電話番号 0893 - 24 - 3836)						
森川 純行	〒799 - 3431 大洲市白滝甲36 - 1 (電話番号 0893 - 54 - 0702)						
大野 博	〒791 - 3301 喜多郡内子町内子1786 (電話番号 0893 - 44 - 4511)	愛媛県内子警察署 の管轄区域	平成17年2月1日	平成17年2月1日から 平成19年1月31日まで の間			
坪田 功	〒795 - 0301 喜多郡内子町五十崎甲1221 (電話番号 0893 - 44 - 2893)						
森田 政昭	〒791 - 3301 喜多郡内子町内子3342 (電話番号 0893 - 44 - 4846)						
飯森 悌二	〒796 - 0202 西宇和郡保内町宮内2 - 8 - 1 (電話番号 0894 - 36 - 0033)	愛媛県八幡浜警察署 の管轄区域	平成17年2月1日	平成17年2月1日から 平成19年1月31日まで の間			
鎌田 好春	〒796 - 8004 八幡浜市産業通4 - 3 (電話番号 0894 - 23 - 1251)						
後藤 久真雄	〒796 - 0301 西宇和郡伊方町湊浦1021 (電話番号 0894 - 38 - 0520)						
西園寺 公作	〒796 - 0170 八幡浜市日土町5 - 667 (電話番号 0894 - 26 - 0075)						
谷村 朗	〒796 - 8020 八幡浜市大字郷3 - 326 - 1 (電話番号 0894 - 22 - 3978)						
瀨本 秀樹	〒796 - 0801 西宇和郡三崎町三崎1362 (電話番号 0894 - 54 - 2204)						
藤元 透吉	〒796 - 0915 西宇和郡三瓶町大字下泊1833 (電話番号 0894 - 34 - 0547)						
松井 幸明	〒796 - 0612 西宇和郡瀬戸町大久1342 (電話番号 0894 - 53 - 0946)						
宮本 俊之	〒796 - 0088 八幡浜市1536 (電話番号 0894 - 22 - 0982)						
山本 弘行	〒796 - 8007 八幡浜市大字八代238 - 2 (電話番号 0894 - 22 - 1404)						
大津 百合子	〒797 - 0113 西予市明浜町狩浜三番耕地176 (電話番号 0894 - 65 - 0547)				愛媛県宇和警察署 の管轄区域	平成17年2月1日	平成17年2月1日から 平成19年1月31日まで の間
宮崎 登代美	〒797 - 0029 西予市宇和町永長837 (電話番号 0894 - 62 - 1821)						
山西 博視	〒797 - 0024 西予市宇和町西山田1085 (電話番号 0894 - 62 - 9356)						
井上 三智男	〒797 - 1212 西予市野村町野村12号183 (電話番号 0894 - 72 - 1062)	愛媛県野村警察署 の管轄区域	平成17年2月1日	平成17年2月1日から 平成19年1月31日まで の間			
紙崎 覚	〒797 - 1713 西予市城川町嘉喜尾4851 (電話番号 0894 - 82 - 0047)						
管家 浩晃	〒797 - 1212 西予市野村町野村12号255 (電話番号 0894 - 72 - 0257)						
上田 哲芳	〒798 - 0102 宇和島市三浦西613 (電話番号 0895 - 29 - 0426)	愛媛県宇和島警察署 の管轄区域	平成17年2月1日	平成17年2月1日から 平成19年1月31日まで の間			
岡村 晴子	〒798 - 3311 北宇和郡津島町大字岩淵丙595 - 1 (電話番号 0895 - 32 - 2216)						
梶田 利明	〒798 - 0077 宇和島市保田甲635 - 2 (電話番号 0895 - 22 - 9110)						
楠本 幸男	〒798 - 1115 北宇和郡三間町大字戸雁445 (電話番号 0895 - 58 - 2257)						
河野 範義	〒798 - 0004 宇和島市朝日町一丁目3 - 5 (電話番号 0895 - 22 - 9535)						
清家 明	〒798 - 3344 北宇和郡津島町嵐番外22 - 1 (電話番号 0895 - 35 - 0086)						
清家 恵子	〒799 - 3752 北宇和郡吉田町大字河内甲1401 - 1 (電話番号 0895 - 52 - 2927)						

善 家 徳 雄	〒798 - 1135 北宇和郡三間町大字古藤田313 (電話番号 0895 - 58 - 2776)			
兵 頭 璋 輔	〒798 - 3301 北宇和郡津島町岩松855 - 4 (電話番号 0895 - 32 - 2191)			
程 野 弘	〒799 - 3701 北宇和郡吉田町大字北小路乙26 (電話番号 0895 - 52 - 0001)			
松 浦 五 郎	〒798 - 0022 宇和島市伊吹町473 - 1 (電話番号 0895 - 22 - 6346)			
宮 口 博 孝	〒799 - 3771 北宇和郡吉田町大字南君3037 (電話番号 0895 - 54 - 0307)			
山 口 延 子	〒798 - 0037 宇和島市丸穂町一丁目 9 - 16 (電話番号 0895 - 24 - 5669)			
吉 田 充 枝	〒798 - 0031 宇和島市栄町港一丁目 1 - 15 (電話番号 0895 - 24 - 3980)			
伊 手 秀 行	〒798 - 1502 北宇和郡鬼北町大字下鍵山308 (電話番号 0895 - 44 - 2141)	愛媛県鬼北警察署 の管轄区域	平成17年2月1日	平成17年2月1日から 平成19年1月31日まで の間
岡 村 正 一	〒798 - 2106 北宇和郡松野町大字目黒351 (電話番号 0895 - 43 - 0032)			
兵 頭 献	〒798 - 1341 北宇和郡鬼北町大字近永1284 - 2 (電話番号 0895 - 45 - 3322)			
梶 田 勝 治	〒798 - 4134 南宇和郡愛南町緑甲1448 (電話番号 0895 - 72 - 2863)	愛媛県御荘警察署 の管轄区域	平成17年2月1日	平成17年2月1日から 平成19年1月31日まで の間
久 能 善 紹	〒798 - 4110 南宇和郡愛南町御荘平城2232 (電話番号 0895 - 72 - 0139)			
山 口 修 児	〒798 - 4408 南宇和郡愛南町一本松3576 (電話番号 0895 - 84 - 2021)			
吉 田 弥 生	〒798 - 4207 南宇和郡愛南町中泊403 (電話番号 0895 - 82 - 1155)			

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第12号

平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成17年2月1日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成15年11月9日執行
衆議院小選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
 - 第1区 24,805,400円
 - 第2区 25,824,600円
 - 第3区 23,215,500円
 - 第4区 22,970,200円
- 3 報告書の要旨

第1区

候補者氏名	永和 淑子	所属党派	社会民主党	期 間 平成15年10月1日から 平成15年11月8日まで	第1回分
出納責任者氏名	西 川 恵 夫				

収 入

主たる寄附

(氏名・団体名)

永和よし子後援会

(職業)

(寄附額)

4,300,000円

支 出

人件費

家屋費

選挙事務所費

1,320,000円

175,670

175,670

國 遠 修	会 社 員	150,000	通信費	17,508
			交通費	5,075
			印刷費	1,629,750
			広告費	831,345
			文具費	29,490
			食糧費	279,021
			雑 費	27,653
今 回 計		4,450,000	今 回 計	4,315,512
総 計		4,450,000	総 計	4,315,512

報告書受理年月日

平成 15 年 11 月 21 日

第 1 回 報 告 分

候補者氏名	岡 靖	所属党派	無 所 属	期 間 平成15年10月26日から 平成15年11月21日まで	第 1 回 分
出納責任者氏名	済 川 浩 三				

収 入			支 出	
主たる寄附			人件費	170,000円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	交通費	2,100
河 本 千代子	会 社 員	100,000円	文具費	13,743
大 西 宏 直	会 社 員	100,000	食糧費	117,326
			雑 費	91,553
その他の寄附	4 件	70,000		
その他の収入		220,000		
今 回 計		490,000	今 回 計	394,722
総 計		490,000	総 計	394,722

報告書受理年月日

平成 15 年 11 月 21 日

第 1 回 報 告 分

候補者氏名	塩 崎 恭 久	所属党派	自 由 民 主 党	期 間 平成15年9月30日から 平成15年11月8日まで	第 1 回 分
出納責任者氏名	石 原 実				

収 入			支 出	
主たる寄附			人件費	3,420,000円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	3,024,694
自由民主党		5,000,000円	選挙事務所費	2,286,750
愛媛県石油政治連盟		200,000	集会会場費	737,944
日本商工連盟		500,000	通信費	3,383,030
日本公認会計士政治連盟		100,000	交通費	548,392
T K C 全国政経研究会		1,000,000	印刷費	1,856,542
愛媛県医師連盟		1,000,000	広告費	4,161,686
四国税理士会政治連盟愛媛県支部		500,000	文具費	199,977
健康保険組合連合会		1,000,000	食糧費	130,704
全国社会保険労務士政治連盟		300,000	雑 費	440,573
日本自動車販売協会連合会		500,000		

全国美容政治連盟			1,000,000		
全国理容政治連盟中央会			200,000		
日本薬剤師連盟			1,000,000		
日本薬業政治連盟			500,000		
全国公衆浴場業政治連盟			300,000		
地域産業研究会			500,000		
愛媛県歯科医師連盟			500,000		
全日本不動産政治連盟			300,000		
全国青色申告会総連合			300,000		
廿一世紀問題懇話会			4,700,000		
田村千鶴	無職		120,000		
村上浩子	無職		120,000		
田中愛子	無職		120,000		
門麿喜久子	無職		120,000		
中津美智子	無職		120,000		
古泉智江	無職		120,000		
弓岡貴子	無職		120,000		
岡野豊美	無職		120,000		
和泉信治	会社員		120,000		
水口貴文	会社員		120,000		
奥村賢司	会社員		120,000		
今回計			20,720,000	今回計	17,165,598
総計			20,720,000	総計	17,165,598

報告書受理年月日

平成15年11月24日

第1回報告分

候補者氏名	玉井 彰	所属党派	民主 党	期 間 平成15年10月8日から 平成15年11月24日まで	第1回分
出納責任者氏名	佐藤 洋 祐				

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	1,330,000円
民主党		8,000,000円	家屋費	404,258
			選挙事務所費	404,258
			通信費	445,100
			交通費	92,276
			印刷費	2,601,019
			広告費	1,825,759
			文具費	19,286
			食糧費	404,929
			雑 費	85,991
今回計		8,000,000	今回計	7,208,618
総計		8,000,000	総計	7,208,618

報告書受理年月日

平成15年11月24日

第1回報告分

候補者氏名	林 紀 子	所属党派	日本共産党	期 間 平成15年10月6日から 平成15年11月23日まで	第1回分
出納責任者氏名	藤 堂 賢 太 郎				

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	150,000円	
日本共産党中予地区委員会		2,027,000円	選挙事務所費	150,000	
			通信費	48,083	
			印刷費	1,297,000	
			広告費	134,756	
			食糧費	114,800	
			雑 費	525	
今 回 計		2,027,000	今 回 計	1,745,164	
総 計		2,027,000	総 計	1,745,164	

報告書受理年月日	平成 15 年 11 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-------------------	-------------

第2区

候補者氏名	梅 崎 雪 男	所属党派	社会民主党	期 間 平成15年10月1日から 平成15年11月8日まで	第1回分
出納責任者氏名	大 森 紀 美 雄				

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	1,220,000円	
梅雪会		5,000,000円	家屋費	343,050	
石水伴清	会社役員	200,000	選挙事務所費	343,050	
			通信費	215,964	
			交通費	54,362	
			印刷費	1,681,000	
			広告費	553,400	
			文具費	132,497	
			食糧費	173,241	
			休泊費	64,951	
			雑 費	17,445	
今 回 計		5,200,000	今 回 計	4,455,910	
総 計		5,200,000	総 計	4,455,910	

報告書受理年月日	平成 15 年 11 月 21 日	第 1 回 報 告 分
----------	-------------------	-------------

候補者氏名	斉 藤 政 光	所属党派	民 主 党	期 間 平成15年10月8日から 平成15年11月19日まで	第1回分
出納責任者氏名	川 元 浩 樹				

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	1,230,375円	
			家屋費	514,745	

民主党		8,000,000円	選挙事務所費	514,745
斉藤政光後援会		2,000,000	通信費	129,121
臼坂敏明	会社員	120,000	交通費	398,647
西山 薫	会社員	120,000	印刷費	3,199,697
菊川 泰	会社員	120,000	広告費	2,608,200
仲岡洋子	会社員	120,000	文具費	143,157
高瀬千恵子	会社員	120,000	食糧費	289,989
和田純子	会社員	120,000	休泊費	671,277
			雑費	547,648
その他の寄附	2件	30,000		
今回計		10,750,000	今回計	9,732,856
総計		10,750,000	総計	9,732,856

報告書受理年月日	平成15年11月21日	第1回報告分
----------	-------------	--------

候補者氏名	田中克彦	所属党派	日本共産党	期 間 平成15年10月14日から 平成15年11月20日まで	第1回分
出納責任者氏名	大沢 守				

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	25,000円
日本共産党愛媛県委員会		1,635,120円	家屋費	79,389
			選挙事務所費	79,389
			通信費	1,780
			交通費	18,384
			印刷費	1,135,120
			広告費	212,558
			文具費	33,826
			食糧費	25,825
			休泊費	68,355
			雑費	4,071
その他の寄附	2件	15,000	今回計	1,604,308
今回計		1,650,120	総計	1,604,308
総計		1,650,120		

報告書受理年月日	平成15年11月24日	第1回報告分
----------	-------------	--------

候補者氏名	村上誠一郎	所属党派	自由民主党	期 間 平成15年10月10日から 平成15年11月20日まで	第1回分
出納責任者氏名	二宮 早志				

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	3,525,000円
桧垣俊幸	会社役員	300,000円	家屋費	841,657
T K C 四国地域政経研究会		200,000	選挙事務所費	489,422
			集会会場費	352,235

T K C 全国政経研究会	500,000	通信費	517,465
愛媛県社会労務士政治連盟	200,000	交通費	335,572
愛媛県医師連盟	1,000,000	印刷費	1,948,294
		広告費	715,625
		文具費	257,584
		食糧費	189,762
		休泊費	93,085
		雑費	525
その他の収入	10,000,000		
今 回 計	12,200,000	今 回 計	8,424,569
総 計	12,200,000	総 計	8,424,569

報告書受理年月日

平成 15 年 11 月 21 日

第 1 回 報 告 分

第 3 区

候補者氏名	一 色 一 正	所属党派	日本共産党	期 間 平成15年10月10日から 平成15年11月9日まで 第1回分
出納責任者氏名	平 本 哲 郎			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	交通費	6,250円
日本共産党東予地区委員会		2,500,000円	印刷費	1,198,950
			広告費	157,000
			文具費	588
			食糧費	5,120
			雑費	3,714
今 回 計		2,500,000	今 回 計	1,371,622
総 計		2,500,000	総 計	1,371,622

報告書受理年月日

平成 15 年 11 月 24 日

第 1 回 報 告 分

候補者氏名	小 野 晋 也	所属党派	自由民主党	期 間 平成15年10月10日から 平成15年11月18日まで 第1回分
出納責任者氏名	鈴 木 俊 広			

収 入			支 出	
			人件費	5,472,000円
			家屋費	759,570
			選挙事務所費	759,570
			通信費	50,380
			交通費	230,364
			印刷費	2,870,965
			広告費	552,400
			文具費	272,402
			食糧費	198,587
			休泊費	193,096

		雑 費	60,890
その他の収入	10,660,654円		
今 回 計	10,660,654	今 回 計	10,660,654
総 計	10,660,654	総 計	10,660,654

報告書受理年月日

平成 15 年 11 月 19 日

第 1 回 報 告 分

候補者氏名	高 橋 剛	所属党派	民 主 党	期 間 平成15年10月8日から 平成15年11月17日まで	第 1 回 分
出納責任者氏名	合 田 陽 子				

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	1,726,000円
民主党		8,000,000円	家屋費	559,480
高橋剛を応援する会		4,000,000	選挙事務所費	559,480
			通信費	744,758
			交通費	1,329,215
			印刷費	4,004,554
			広告費	2,227,471
			文具費	63,254
			食糧費	344,508
			雑 費	496,210
今 回 計		12,000,000	今 回 計	11,495,450
総 計		12,000,000	総 計	11,495,450

報告書受理年月日

平成 15 年 11 月 21 日

第 1 回 報 告 分

候補者氏名	藤 田 高 景	所属党派	社 会 民 主 党	期 間 平成15年9月30日から 平成15年11月20日まで	第 1 回 分
出納責任者氏名	白 石 基 道				

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	3,630,000円
社会民主党愛媛県第3区支部連合		2,300,000円	家屋費	547,300
藤田高景後援会		5,300,000	選挙事務所費	519,300
			集会会場費	28,000
			通信費	209,787
			交通費	14,850
			印刷費	1,407,945
			広告費	874,893
			文具費	30,419
			食糧費	414,323
			休泊費	16,800
			雑 費	136,677
その他の収入		500,000		

今 回 計	8,100,000	今 回 計	7,282,994
総 計	8,100,000	総 計	7,282,994

報告書受理年月日	平成 15 年 11 月 20 日	第 1 回 報 告 分
----------	-------------------	-------------

候補者氏名	藤原敏隆	所属党派	無所属	期 間 平成15年10月20日から 平成15年11月21日まで	第1回分
出納責任者氏名	村上春夫				

収 入				支 出	
主たる寄附				人件費	1,023,400円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		家屋費	102,100
藤原敏隆後援会		100,000円		選挙事務所費	100,000
岸本美穂	会社員	84,000		集会会場費	2,100
原田住夫	無職	60,000		交通費	4,170
稲井俊彦	無職	60,000		印刷費	572,250
岩元道夫	無職	60,000		広告費	67,200
清水正英	会社役員	60,000		文具費	19,172
神原勢子	会社役員	60,000		食糧費	25,875
鴻上勝義	会社役員	60,000		雑費	22,657
その他の寄附	6件	105,000			
その他の収入		1,500,000			
今 回 計		2,149,000		今 回 計	1,836,824
総 計		2,149,000		総 計	1,836,824

報告書受理年月日	平成 15 年 11 月 21 日	第 1 回 報 告 分
----------	-------------------	-------------

第4区

候補者氏名	徳内厚美	所属党派	日本共産党	期 間 平成15年10月15日から 平成15年11月22日まで	第1回分
出納責任者氏名	山本弘志				

収 入				支 出	
主たる寄附				家屋費	100,000円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		選挙事務所費	100,000
日本共産党南予地区委員会		1,852,520円		通信費	25,275
				印刷費	1,295,020
				広告費	357,500
今 回 計		1,852,520		今 回 計	1,777,795
総 計		1,852,520		総 計	1,777,795

報告書受理年月日	平成 15 年 11 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-------------------	-------------

候補者氏名	濱口金也	所属党派	民主 党	期 間 平成15年10月8日から 平成15年11月20日まで	第1回分
出納責任者氏名	柳 沢 クニ子				

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	618,000円	
民主党		8,000,000円	家屋費	843,716	
元気南予の会		2,000,000	選挙事務所費	843,716	
			通信費	163,950	
			交通費	521,051	
			印刷費	4,377,942	
			広告費	1,503,711	
			文具費	59,260	
			食糧費	595,931	
			休泊費	65,030	
			雑 費	177,679	
今 回 計		10,000,000	今 回 計	8,926,270	
総 計		10,000,000	総 計	8,926,270	

報告書受理年月日	平成 15 年 11 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-------------------	-------------

候補者氏名	山本公一	所属党派	自由民主党	期 間 平成15年10月9日から 平成15年11月19日まで	第1回分
出納責任者氏名	新 津 昌 雄				

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	3,730,000円	
自由民主党愛媛県第四選挙区支部		5,250,000円	家屋費	669,300	
自由民主党本部		5,000,000	選挙事務所費	279,300	
			集会会場費	390,000	
			通信費	266,295	
			交通費	139,727	
			印刷費	2,375,764	
			広告費	1,183,991	
			文具費	32,662	
			食糧費	635,132	
			休泊費	661,762	
			雑 費	550,634	
今 回 計		10,250,000	今 回 計	10,245,267	
総 計		10,250,000	総 計	10,245,267	

報告書受理年月日	平成 15 年 11 月 19 日	第 1 回 報 告 分
----------	-------------------	-------------

○愛媛県選挙管理委員会告示第13号

平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成17年2月1日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 平成15年11月9日執行
衆議院小選挙区選出議員選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
第1区 24,805,400円
第2区 25,824,600円
- 報告書の要旨

第1区

候補者氏名	岡 靖	所属党派	無 所 属	期 間 平成15年11月21日から 平成15年12月12日まで	第2回分
出納責任者氏名	済 川 浩 三				

収 入

その他の収入 2,050,000円
 今 回 計 2,050,000
 前 回 計 490,000
 総 計 2,540,000

支 出

通信費 42,872円
 印刷費 1,272,936
 広告費 829,000
 今 回 計 2,144,808
 前 回 計 394,722
 総 計 2,539,530

報告書受理年月日	平成15年12月15日	第2回報告分
----------	-------------	--------

候補者氏名	塩崎恭久	所属党派	自由民主党	期 間 平成15年11月28日から 平成15年12月2日まで	第2回分
出納責任者氏名	石 原 実				

収 入

主たる寄附
 （氏名・団体名） （職業） （寄附額）
 廿一世紀問題懇話会 800,000円
 今 回 計 800,000
 前 回 計 20,720,000
 総 計 21,520,000

支 出

家屋費 1,785,000円
 選挙事務所費 1,785,000
 通信費 1,408,729
 文具費 1,157,603
 雑 費 945
 今 回 計 4,352,277
 前 回 計 17,165,598
 総 計 21,517,875

報告書受理年月日	平成15年12月5日	第2回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	林 紀子	所属党派	日本共産党	期 間 平成16年1月3日から 平成16年1月8日まで	第2回分
出納責任者氏名	藤 堂 賢太郎				

収 入

支 出

		通信費	112,810円
		雑費	24,982
今回計	0円	今回計	137,792
前回計	2,027,000	前回計	1,745,164
総計	2,027,000	総計	1,882,956

報告書受理年月日	平成16年1月8日	第2回報告分
----------	-----------	--------

第2区

候補者氏名	村上 誠一郎	所属党派	自由民主党	期間 平成15年11月30日から 平成15年12月2日まで	第2回分
出納責任者氏名	二宮 早志				

収入		支出	
		家屋費	622,978円
		選挙事務所費	622,978
		通信費	148,693
		雑費	207,689
今回計	0円	今回計	979,360
前回計	12,200,000	前回計	8,424,569
総計	12,200,000	総計	9,403,929

報告書受理年月日	平成15年12月5日	第2回報告分
----------	------------	--------